

送達および公告

Q 利害関係人に対する通知方法としては、どのようなものがあるでしょうか。

A 破産手続(免責、復権の手続を含みます)において、利害関係人に裁判の内容を告知する方法としては、利害関係人に對し裁判書その他の書面を送付(または交付)する「送達」と「通知」、および裁判の内容を官報に掲載する「公告」の3種類があります。

解説

1 送達と通知

(1) 送達を要するもの

旧法では、破産手続における裁判は、決定の形式でされるにもかかわらず(旧破110)、民事訴訟法上の原則である相当と認める方法での告知(民訴119)ではなく、原則として送達(民訴98以下)しなければならないとされていました(旧破111)。

しかし、平成16年改正法では、再生手続や更生手続と同様に、一律に送達しなければならないとするのではなく、個々の裁判の重要性

250 第2章 破産手続開始の申立て

参考書式
〔破産手続開始通知書(法人)〕

破産手続開始通知書

事件番号 平成〇〇年(第)〇〇〇〇〇号(平成〇〇年〇〇月〇〇日申立)
本店所在地 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇
破産者 株式会社〇〇〇〇〇〇
代表者取締役〇〇〇〇〇〇

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

- (1) 破産手続開始日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午後5時
- (2) 破産管財人 弁護士〇〇〇〇〇〇 電話〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇
- (3) 破産債権届出期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

5 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所

平成〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時〇〇分 東京地方裁判所(3階)債権者集会場
財産状況報告集会において、破産財團をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

⑥(1) 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。

② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- 1 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください。(別紙「封筒表書見本」参照)
- 2 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左縫じにしてください。資格証明書は不要です。
- 3 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後してください。

- ⑤ 配当表の異議に関する裁判(破200④)
⑥ 破産手続開始後の手続廃止の申立てを棄却する裁判(破217⑤)
(2) 通知で足りるもの

旧法では、公告と併せて送達をしなければならない場合には、通常の方法による送達(民訴98以下)ではなく、通常の取扱いによる郵便に付す方法(実務上は、普通郵便)によりすることができますとのとされていましたが(旧破118)、これは、この場合の送達が利害関係人への情報提供や注意喚起を目的としたものであることから、簡易な送達方法を認めたものということができます。

こうした考え方に基づき、平成16年改正法では、この方式を一層簡素化し、原則として、公告のほか、送達ではなく、通知(民訴規4)(一般的には、普通郵便ですが、電話やファクシミリ等の方法でも良いとされています)をするものとしています。ただし、送達があった時に裁判の効力が発生するとされるものなど、通常の方法による送達をする必要性が高いもの(包括的禁止命令(破26②)、保全管理命令(破92③)等)については、公告および送達を要するものとしています。

具体的に、通知で足りる場合としては、次のようなものがあります。

① 破産手続開始の通知(破32③)

251 第2章 破産手続開始の申立て

〔破産手続開始通知書(自然人)〕

事件番号 平成〇〇年(第)〇〇〇〇〇号(平成〇〇年〇〇月〇〇日申立)
住所 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇
破産者 ○〇〇〇〇〇〇
(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
(1) 破産手続開始日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午後5時
(2) 破産管財人 弁護士〇〇〇〇〇〇 電話〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇〇
(3) 破産債権届出期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
(4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

5 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所
平成〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時〇〇分 東京地方裁判所(3階)債権者集会場
財産状況報告集会において、破産財團をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会及び免責に関する審尋期日も併せて実施します。
(6)① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

- 2 破産債権届出
(1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください。(別紙「封筒表書見本」参照)
(2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左縫じしてください。資格証明書は不要です。
(3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後してください。

- 3 免責手続
意見申述期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで(最終提出期限)
意見申述をする場合は、A5判縮小版

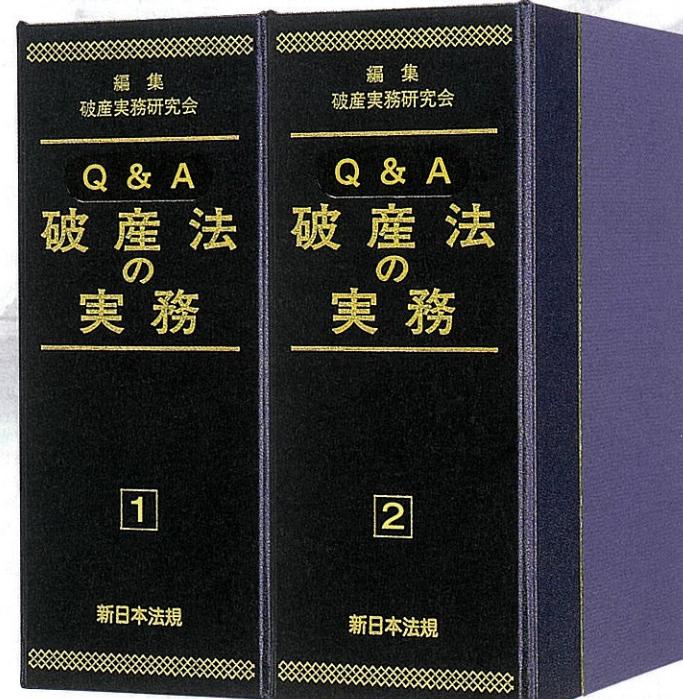
★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。



破産法の実務

編集 破産実務研究会

【代表】 池田 靖(弁護士)
山本和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)
宮川勝之(弁護士)
岡 正晶(弁護士)
小林信明(弁護士)



■破産手続と実務上の諸問題を幅広く取り上げ、具体的なQ&Aにより的確な結論を得ることができます。

■法律的・実務的な解説を加えると同時に関連する判例や書式も掲げ、また巻末には、破産法、破産規則の条文を掲載しました。

加除式・A5判・全2巻・ケース付・総頁2,278頁
定価14,300円(本体13,000円) 送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www sn-hoki co jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。
(特許第3400925号)

追録購読者特典

電子書籍版を無料で利用できます。



送達および公告

Q 利害関係人に対する通知方法としては、どのようなものがあるでしょうか。

A 破産手続(免責、復権の手続を含みます)において、利害関係人に裁判の内容を告知する方法としては、利害関係人に對し裁判書その他の書面を送付(または交付)する「送達」と「通知」、および裁判の内容を官報に掲載する「公告」の3種類があります。

解説

1 送達と通知

(1) 送達をするもの

旧法では、破産手続における裁判は、決定の形式でされるにもかかわらず(旧破110①)、民事訴訟法上の原則である相当と認める方法での告知(民訴119)ではなく、原則として送達(民訴98以下)しなければならないとされました(旧破111)。

しかし、平成16年改正法では、再生手続や更生手続と同様に、一律に送達しなければならないとするのではなく、個々の裁判の重要性

参考書式
〔破産手続開始通知書(法人)〕

破産手続開始通知書

事件番号 平成〇〇年(第)〇〇〇〇〇号(平成〇〇年〇〇月〇〇日申立)
本店所在地 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇
破産者 株式会社〇〇〇〇〇〇
代表者取締役〇〇〇〇〇〇

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

- (1) 破産手続開始日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午後5時
- (2) 破産管財人 弁護士〇〇〇〇〇〇 電話〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇
- (3) 破産債権届出期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

5 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所

平成〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時〇〇分 東京地方裁判所(3階)債権者集会場
財産状況報告集会において、破産財團をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

⑥(1)破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
②破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください。(別紙「封筒表書見本」参照)
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左縫じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後してください。

新日本法規出版株式会社

- ⑤ 配当表の異議に関する裁判(破200④)
- ⑥ 破産手続開始後の手続廃止の申立てを棄却する裁判(破217⑤)
- (2) 通知で足りるもの

旧法では、公告と併せて送達をしなければならない場合には、通常の方法による送達(民訴98以下)ではなく、通常の取扱いによる郵便に付す方法(実務上は、普通郵便)によりすることができますとのとされていましたが(旧破118)、これは、この場合の送達が利害関係人への情報提供や注意喚起を目的としたものであることから、簡易な送達方法を認めたものということができます。

こうした考え方に基づき、平成16年改正法では、この方式を一層簡素化し、原則として、公告のほか、送達ではなく、通知(民訴規4)(一般的には、普通郵便ですが、電話やファクシミリ等の方法でも良いとされています)をするものとしています。ただし、送達があった時に裁判の効力が発生するとされるものなど、通常の方法による送達をする必要性が高いもの(包括的禁止命令(破26②)、保全管理命令(破92③)等)については、公告および送達を要するものとしています。

具体的に、通知で足りる場合としては、次のようなものがあります。

① 破産手続開始の通知(破32③)

〔破産手続開始通知書(自然人)〕

事件番号 平成〇〇年(第)〇〇〇〇〇号(平成〇〇年〇〇月〇〇日申立)
住所 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇
破産者 ○〇〇〇〇〇〇
(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午後5時
- (2) 破産管財人 弁護士〇〇〇〇〇〇 電話〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇
- (3) 破産債権届出期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

5 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所
平成〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時〇〇分 東京地方裁判所(3階)債権者集会場
財産状況報告集会において、破産財團をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会及び免責に関する審尋期日も併せて実施します。

⑥(1)破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
②破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出
(1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください。(別紙「封筒表書見本」参照)
(2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左縫じにしてください。資格証明書は不要です。

3 免責手続
意見申述期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで(最終提出期限)
意見申述をする場合は、A4用紙用紙

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。



破産法の実務

編集 破産実務研究会

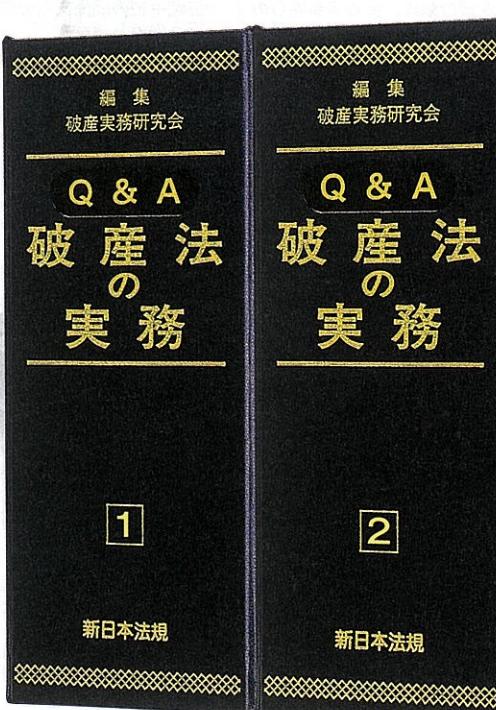
【代表】 池田 靖(弁護士)

山本和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)

宮川勝之(弁護士)

岡 正晶(弁護士)

小林信明(弁護士)



■破産手続と実務上の諸問題を幅広く取り上げ、具体的なQ&Aにより的確な結論を得ることができます。

■法律的・実務的な解説を加えると同時に関連する判例や書式も掲げ、また巻末には、破産法、破産規則の条文を掲載しました。

加除式・A5判・全2巻・ケース付・総頁2,278頁
定価14,300円(本体13,000円) 送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339(通話料無料)

受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www sn-hoki co jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

●パインダー方式によりさらに使いやすくなりました。
(特許第3400925号)

追録購読者特典

電子書籍版を無料で利用できます。



掲載内容

第1章 総論

[破産法改正の経緯]

○破産法が平成16年6月に大改正され、平成17年1月から施行されていますが、この改正の経緯とその背景はどのようなものでしょうか。

[破産法の主な改正点]

○破産法の平成16年改正のうち、主要なものはどのような点でしょうか。

[大规模破産の特則]

○規模が大きい破産事件についての平成16年の改正の要点はどのようなものでしょうか。

[破産手続の概要]

○破産法による手続の特徴、概要と手続の流れはどのようなものでしょうか。

[新破産法の運用]

○平成16年改正の新破産法は、債権者集会の任意化、債権調査期間と期日の併用、最後配当手続に加えて簡易配当手続の創設、免責審査期日の任意化等、その運用を実務の裁量に幅広く委ねていると思われますが、裁判所はどのような方針で臨まれているのか、運用の現状についてお聞かせください。

[金融機関等の破産手続の特例]

○金融機関等の更生手続の特例等に関する法律により、金融機関等の破産手続の特例が定められているそうですが、その概要について教えてください。

[非常災害における破産手続の特例]

○震災などの災害により債務超過に陥った場合でも、破産手続開始の決定はなされるのでしょうか。このような場合に関して特別な配慮はあるのでしょうか。

第2章 破産手続開始の申立て

[改正の要点]

○平成16年に改正された破産手続のうち、破産手続開始の申立てに関する改正の要点はどのようなものでしょうか。

[破産能力]

○破産能力とは、どのようなものでしょうか。法人、権利能力なき社団・財団などはどうでしょうか。

[破産手続開始原因]

○破産手続開始原因とは、具体的にどのような事由をいうのでしょうか。

[破産障害事由]

○破産手続開始原因が存在して、破産手続開始の申立てがあっても破産手続の開始がなされない場合がありますか。

[破産手続開始の申立てに対する同意条項等]

○破産手続開始の申立てに対する事前協議または同意条項の効力はありますか。

[申立権者]

○破産手続開始の申立てをすることができるのは、どのような人でしょうか。

[申立代理人の役割と責任]

○破産手続において、破産者より申立てを受任した申立代理人が負うべき義務や業務のあり方はどのようなものでしょうか。

[破産手続開始申立ての効果]

○債権者として破産手続開始の申立てをしましたが、これには時効中断、付遲滞などの効果がありますか。

[破産裁判所の職務権限]

○破産手続において破産裁判所のなす個々の職務権限にはどのようなものがあるのでしょうか。

[管轄と移送]

○破産事件はどの裁判所が管轄するのでしょうか。

[破産手続開始の申立書]

○法人にかかる破産手続開始の申立書にはどのような事項を記載するべきでしょうか。

[破産手続開始の申立書の添付資料]

○法人にかかる破産手続開始の申立書の添付資料

としては、どのようなものが必要でしょうか。
〔破産手続開始前の審理〕

○破産手続開始の申立てがあると開始前に裁判所はどのような審理をするのでしょうか。

[費用の予納]

○破産手続開始の申立てには予納金が必要だといふことですが、予納金はどのように決められるのでしょうか。また、何に使用されるのでしょうか。

[中止命令と保全処分]

○破産手続開始決定前にどのような中止命令、保全処分等がなされるのでしょうか。

[不服申立て]

○破産手続における裁判所の決定に対しては、どのような場合にどのような方法で不服を申し立てができるのでしょうか。

[委任契約]

○委任者が破産したとき委任契約はどうなるのでしょうか。受任者が破産したときはどうですか。代理受領は委任といわれていますが、委任者が破産したときはどうなりますか。破産手続開始後に代理受領した金銭は、資金に充当できません。

[送達および公告]

○利害関係人に対する通知方法としては、どのようなものがあるでしょうか。

[嘱託登記]

○破産手続における登記はどうなるのでしょうか。

[文書の閲覧・謄写]

○破産手続の関係文書の閲覧・謄写はどのように行うのでしょうか。

第3章 破産手続開始の決定

[改正の要点]

</